都内透析医療機関 管理者 殿

東京都保健医療局感染症対策部長東京都保健医療局保健政策部長

令和6年4月以降における新型コロナウイルスに感染した 透析患者に関する医療提供体制等について

日頃より、東京都における医療施策及び感染症対策に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスに感染した透析患者(以下、「コロナ陽性透析患者」という。)については、令和5年9月22日付事務連絡「令和5年10月以降における新型コロナウイルスに感染した透析患者への対応について」により、5類感染症に変更されて以降、順次、他の疾病と同様に各医療機関にて御対応いただくようお願いしていたところです。

この度、令和6年3月8日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療提供体制等に関する東京都の対応について」により、東京都における令和6年4月以降の医療提供体制等について通知しておりますが、コロナ陽性透析患者に関連する事項について、下記のとおり抜粋し、お知らせいたします。

記

1 東京都新型コロナウイルス感染者情報システム (MIST) について

医療機関が、都内の病院における受入可能な病床数等を把握することができる病床検索機能を有する「東京都新型コロナウイルス感染者情報システム」(以下、「MIST」という。)は、本年3月末をもって終了します。

MIST における各機能の停止に係る詳細は、令和 6 年 3 月 8 日付事務連絡「新型コロナウイルス 感染症の令和 6 年 4 月以降の医療提供体制等に関する東京都の対応について」を御確認ください。

2 高齢者等医療支援型施設(赤羽)について

コロナ陽性透析患者の受入れを行ってきた高齢者等医療支援型施設(赤羽)は、本年3月末をもって運営を終了します。詳細は次のとおりです。

- (1)新規受入れの受付終了 令和6年3月18日(月曜日)正午
- (2) 閉所

令和6年3月31日(日曜日)午後5時

※上記日時までに退所できない場合は、病院等への転院調整を行います。

3 その他

医療体制、公費支援の取扱い及び医療機関への周知事項等、全体については令和6年3月8日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療提供体制等に関する東京都の対応について」をご確認ください。

【問合せ先】

- ○東京都新型コロナウイルス感染者情報システム (MIST) に関すること 東京都保健医療局 感染症対策部 医療体制整備第一課 医療体制担当 電話 0 3 − 5 3 2 0 − 4 5 4 3
- ○高齢者等医療支援型施設(赤羽)に関すること 東京都保健医療局 感染症対策部 医療体制整備第一課 施設運営担当 電話03-5320-5906
- ○透析医療の確保に関すること 東京都保健医療局 保健政策部 疾病対策課 疾病対策推進担当 電話 0 3 - 5 3 2 0 - 4 4 7 6